

令和8年3月3日

## 吸収分割に関する事前開示書面

大阪府堺市西区鶴田町27番27号  
株式会社中村超硬  
代表取締役 井上 誠

当社は、当社を吸収分割会社とし、Zeo Next 株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）に際し、法令の定めに従い、吸収分割契約等の内容その他法令に定める事項を記載した本書面を、当社本店に備え置くことと致します。

### 1 吸収分割契約の内容

別紙「吸収分割契約書」（写し）のとおりです。

### 2 分割対価の定め相当性に関する事項

本吸収分割に際して、吸収分割承継会社である Zeo Next 株式会社は、吸収分割会社である当社に対して対価となる金銭等を交付致しません。当社は、Zeo Next 株式会社の完全親会社であるため、当該対価の定めは相当であると判断しております。

### 3 吸収分割承継会社（Zeo Next 株式会社）に関する事項

#### (1) 成立日における貸借対照表

| 資産の部 |             | 負債の部     |             |
|------|-------------|----------|-------------|
| 現預金  | 3,000,000 円 | なし       |             |
|      |             | 純資産の部    |             |
|      |             | 資本金      | 3,000,000 円 |
| 資産合計 | 3,000,000 円 | 負債・純資産合計 | 3,000,000 円 |

#### (2) 成立日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類の内容

当該事項はありません。

#### (3) 成立日後の重要な後発事象があるときは、その内容

当該事項はありません。

### 4 吸収分割会社（当社）に関する事項（最終事業年度の末日後の会社財産の状況に重要な影響を与える事象）

該当する事項はありません。

### 5 効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項

#### (1) 吸収分割会社（当社）

当社の本吸収分割の効力発生日以後の資産の額は、負債の額を上回る見込みです。そして、本吸収分割により、当社が吸収分割承継会社に対して承継させる予定の資産の額は、令和8年

2月26日現在で0万円、です。また、上記時点以降本日に至るまで、当社の資産及び負債ならびに当社が吸収分割承継会社に対して承継させる予定の資産及び負債に重大な変動は生じておらず、本吸収分割の効力発生日までの間についても、現在のところ重大な変動を生じる事態は予測されていません。

以上より、本吸収分割の効力発生日における当社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みであり、当社の負担する債務の履行に支障を及ぼす事象の発生及びその可能性は、現在認識されておりません。したがって、当社が負担する債務については、本吸収分割の効力発生日以後も履行の見込みがあると判断しております。

## (2) 吸収分割承継会社 (Zeo Next 株式会社)

吸収分割承継会社の令和7年7月11日現在の貸借対照表における資産の額は300万円、負債はありません。そして、本吸収分割により、吸収分割承継会社が当社から承継する予定の資産の額は、令和8年2月26日現在で0万円です。また、上記日時以降本日に至るまで、吸収分割承継会社の資産及び負債並びに同社が当社から承継する予定の資産及び負債に重大な変動は生じておらず、本吸収分割の効力発生日までの間についても、現在のところ重大な変動を生じる事態は予測されていません。

以上より、本吸収分割の効力発生日における吸収分割承継会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みであり、本吸収分割により当社から吸収分割承継会社に承継される債務の履行に支障を及ぼす事象の発生及びその可能性は、現在認識されておりません。したがって、本吸収分割により当社から吸収分割承継会社に承継される債務については、本吸収分割の効力発生日以後も吸収分割承継会社による履行の見込みがあるものと判断しております。なお、当社は、本吸収分割により Zeo Next 株式会社に承継される債務及び義務について、重畳的に引き受けま

以 上

# 吸収分割契約書

株式会社中村超硬（以下「甲」という。）及びZ e o N e x t株式会社（以下「乙」という。）は、甲の事業に関する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という）を締結する。

## 第1条（吸収分割）

甲は、吸収分割の方法により、次の各号に掲げる甲のナノサイズゼオライト事業（以下「本事業」という。）に関して甲が有する第4条に定める権利義務を乙に承継させ、乙は、これを承継する。

## 第2条（商号及び住所）

本吸収分割に係る吸収分割会社および吸収分割承継会社の商号および住所は、次のとおりである。

### 一 吸収分割会社（甲）

商号：株式会社中村超硬

住所：大阪府堺市西区鶴田町27番27号

### 二 吸収分割承継会社（乙）

商号：Z e o N e x t株式会社

住所：大阪府堺市西区鶴田町27番27号

## 第3条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、令和8年4月1日とする。ただし、必要に応じて、甲および乙が協議の上、これを変更することができる。

## 第4条（承継する権利義務等）

- 乙は、前条の効力発生日において、同日時点における別紙記載の本事業に関する資産、負債及び権利義務を甲から承継する。
- 甲は、本吸収分割において甲から乙へ承継される債務及び義務を重畳的に引き受ける。

## 第5条（本吸収分割の対価）

本吸収分割の対価は無償とし、乙は、本吸収分割に際し、甲に対し、金銭、株式その他の一切の対価を交付しない。

## 第6条（株主総会の決議）

- 甲は、会社法第784条第2項の規定に基づき、本契約につき株主総会の承認を得ないで本吸収分割を行う。
- 乙は、会社法第796条第1項の規定に基づき、本契約につき株主総会の承認を得ないで本吸収分割を行う。

## 第7条（本契約の変更及び解除）

本契約の締結日から効力発生日までの間、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態もしくは経営状態に重要な変更が生じたとき又は本契約の目的の達成が困難になった

ときは、甲及び乙は、協議の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第8条（協議）

本契約に定めるもののほか、本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上、これを定める。

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年2月26日

(甲) 大阪府堺市西区鶴田町27番27号  
株式会社中村超硬  
代表取締役 井上 誠

(乙) 大阪府堺市西区鶴田町27番27号  
Z e o N e x t 株式会社  
代表取締役 井上 誠